条例施行規則様式第27号(第46条関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8　年　　6　　月　　30　　日

松本市長　　様

提出者

住　所　　松本市大字島内9842

氏　名　　株式会社長野県食肉公社

代表取締役社長　村山壮一

電話番号　　0263－47－1744

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第２項の規定により、　　令和7　　年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社長野県食肉公社
事業場の所在地	松本市大字島内9842
事業の種類	8072　専門サービス業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	650.00 t	全処理委託量	650.00 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	560.00 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	90.00 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄	

(日本工業規格　A列４番)

計画の実施状況

（産業廃棄物の種類：　　汚泥　　）

30

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 545.00 t

自ら直接
再生利用した量

② t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ t

自ら中間処理
した量

④ t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ t

自ら中間処理により
減量した量

⑦ t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 545.00 t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 545.00 t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫ 545.00 t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ t

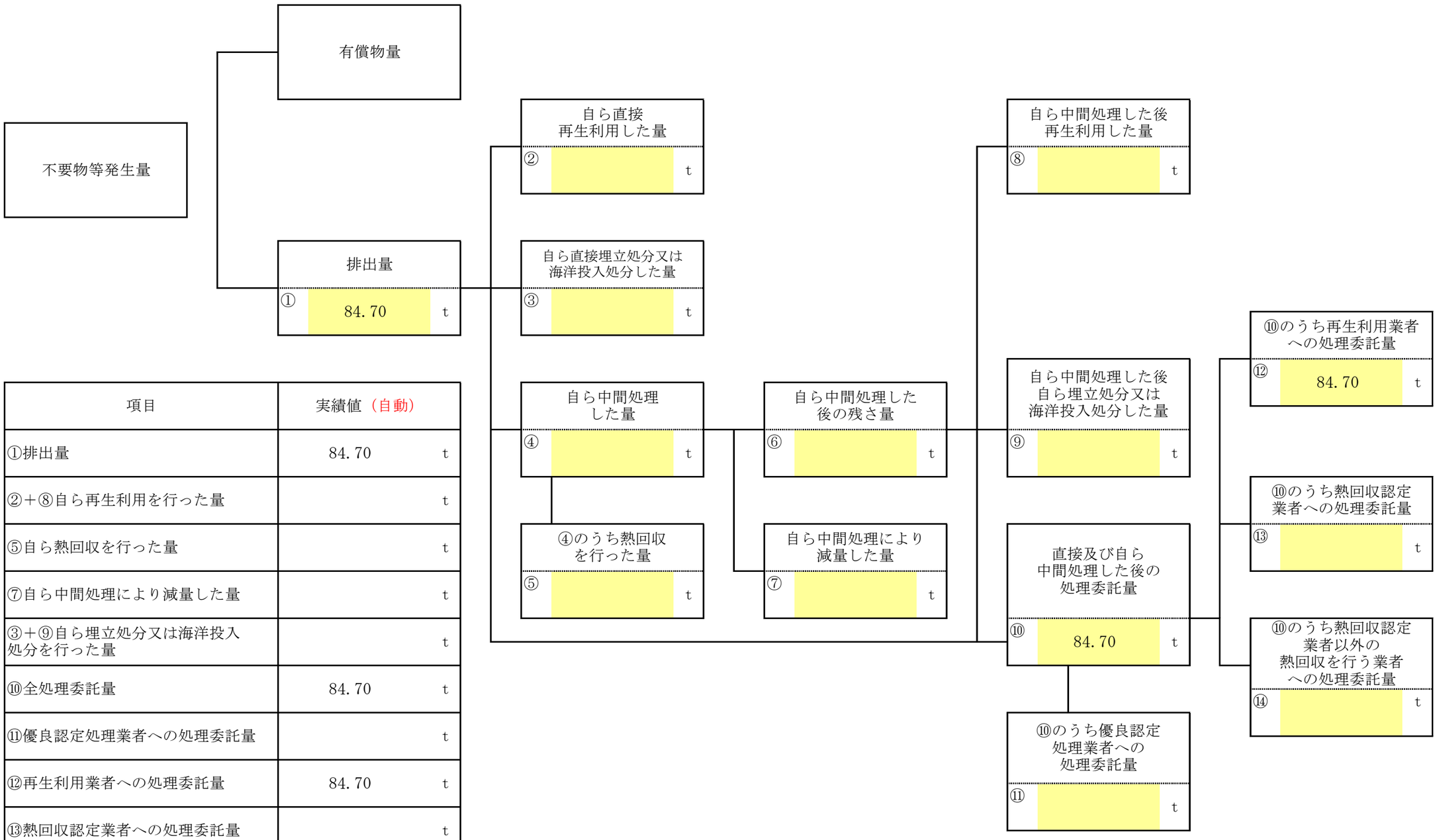
⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ t

項目	実績値（自動）
①排出量	545.00 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	545.00 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	545.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	545.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第２面）

計画の実施状況　　（産業廃棄物の種類：　　動物系固形不要物　　）



項目	実績値（自動）
①排出量	84.70 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	84.70 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	84.70 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

（第２面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　産業廃棄物の種類が２以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　※欄は記入しないこと。

別紙2

令和　7　年度産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

単位：t

産業廃棄物の種類		排出量	自社内処理									委託処理					
			自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	②＋⑧自ら再生利用を行った量	③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）				
													直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
		①	②	③	④	⑤	⑦	⑥	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した量		自社内で中間処理する前の量		④の量から⑥の量を差し引いた量	中間処理した後の残さ物量	自社内で再生利用する量、又は他人に売却した量				自社内で処理を行わず直接委託した量と⑥のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
法律	1　燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2　汚泥	545.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	545.00	545.00	545.00	0.00	0.00
	3　廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	4　廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	5　廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	6　廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.88	0.88	0.00	0.00
政令	1　紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2　木くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3　繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	4　動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	5　ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	6　金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	7　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.00
	8　鉱さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	9　がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	10　家畜ふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	11　家畜の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	12　動物系固形不要物	84.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	84.70	0.00	84.70	0.00	0.00
	13　ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	14　処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
混合廃棄物		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合　計		629.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	629.70	545.89	630.59	0.00	0.00

※　総排出量①＝②＋③＋（④－⑥）＋⑧＋⑨＋⑩

※記入にあたっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第３面備考の４を参照してください。